

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 121

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ アフリカの統一広域知財データプラットフォームに向けて大きな前進

カーボベルデ

- ・ 新たな産業財産法の施行

リビア

- ・ 電子商標公開システムの刷新

モロッコ

- ・ 異議申立手続の手数料に関する通達

ナイジェリア

- ・ WIPO がナイジェリアの裁判官のために知的財産ベンチブックを発表

南アフリカ

- ・ 著作権法改正法案に関する憲法裁判所の最終判断

スーダン

- ・ 商標局が期限後の更新に対する罰則適用を再開

チュニジア

- ・ デジタル化された産業財産システムがチュニジアで始動

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・アフリカの統一広域知財データプラットフォームに向けて大きな前進¹

モザンビークの首都マプトで開催された「アフリカ知財レジストリ調整会議」(Africa IP Register Coordination Meeting)の初会合に続き、知的財産に関する統一的な広域データプラットフォームの構築に向けて、WIPO が大きな一歩を踏み出した。ASEAN の知的財産データベースとして成功を収めている「ASEAN IP Register」のアフリカ版となる「Africa IP Register」の実現を目指す計画を推進するため、アフリカ諸国の知財庁の代表と OAPI 等の広域機関の代表が会合を実施したのである。そこで提案されたプラットフォームは、アフリカの参加法域の知的財産情報を横断的に検索できる単一のアクセスポイントを提供することにより、透明性・データへのアクセス性・地域間協力の向上を図るものである。さらに、技術規格、データ品質、オフィスオートメーション、実装戦略といった実施面に関わる事柄も今回の会合で検討されており、拡張性を備えた持続可能な広域的知財情報インフラの開発に向けた参加者たちの強い熱意が窺える。WIPO が発表した声明は、新プラットフォームのサービス開始時期を明らかにしていないが、この構想による具体的なメリットは近い将来もたらされるはずだと述べている。

カーボベルデ

・新たな産業財産法の施行²

カーボベルデの新たな「産業財産法」(Industrial Property Code³)が2026年6月2日付で発効し、同国の法域における知的財産保護の現代化と拡張が実現することとなった。今回の法改正により、既存の知的財産の諸形態(商標・特許・実用新案・意匠)に関する規定が大幅に改変されるとともに、新たな知的財産権(植物育成者権、半導体の回路配置、伝統的知識など)の保護が定められた。商標に関わる重要な変更点としては、登録期間が出願日から起算して10年とされたこと、「使用意思の宣言書」(Declarations of Intention to Use)が不要になったこと、マルチメディア商標、ホログラム商標、動きの商標など新たな形態の商標が認められたこと等が挙げられる。特許に関して言えば、実体審査および補充的保護証明書(Supplementary Protection Certificate; SPC)が新法によって導入された。ただし、施行規則がまだ公布されていないため、出願とエンフォースメントをめぐる実務に関して不確実な点が若干残されている。

リビア

¹ <https://www.wipo.int/en/web/fit-japan/w/news/2026/significant-step-toward-unified-regional-ip-data-platform-for-africa>

² https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=abe74d4a-b5af-402d-a0c0-d12d26163e39&utm_source=Lexology+Daily+Newsfeed&utm_medium=HTML+email+-+Body+-+General+section&utm_campaign=Lexology+subscriber+daily+feed&utm_content=Lexology+Daily+Newsfeed+2026-06-10&utm_term=

³ <https://boe.incv.cv/Bulletins/DownloadAct?id=88713>

・電子商標公開システムの刷新^{4,5}

リビア商業登記局（Commercial Registry Department）は、当局の公式オンラインポータル⁶を通じて、これまで中断されていた商標の電子公開を再開した。当局が一括公開した最新の商標公報には、第 55261 号から 57597 号までの出願により登録を求められた商標が含まれている。新規に公開された商標それぞれには、法に定められた異議申立期間（公開日から 30 日）が適用されることになる。オンライン公開の再開は商標システムの透明性と利用性の向上に向けた前向きな一歩であるが、当局は依然として相当数のバックログを抱えている。過去に受理された出願の中には、今回公開された出願よりも若い公開番号を持つ商標で公開されていないものが数多くあるからである。当局は未処理の出願が処理される時期や処理方法を明言していないため、新たな公式の指針が発表されるまで、出願人は今後の展開を注意深く見守る必要があるだろう。

モロッコ

・異議申立手続の手数料に関する通達⁷

モロッコ工商業所有権庁（Office Marocain de la Propriété Industrielle et Commerciale ; OMPIC）は、商標・地理的表示・原産地呼称に関する異議申立手続に適用される公式手数料の改定を確認する通達を発行した。改定後の料金設定によれば、商標出願に対する異議申立書の提出に適用される手数料は、異議申立の対象が 1 区分の場合には 2,400 モロッコ・ディルハム（米ドル換算でおよそ 257 ドル；日本円でおおよそ 37,800 円）であり、追加の 1 区分ごとに 720 モロッコ・ディルハム（米ドル換算でおよそ 77 ドル；日本円でおおよそ 11,300 円）が加算される。今回の通達は、異議申立手続の延長または一時停止を求める申請の料金についても確認しており、これらの申請に適用される手数料はいずれも 2,400 モロッコ・ディルハム（米ドル換算でおよそ 257 ドル；日本円でおおよそ 37,800 円）とされている。改定料金表の発効日は 2026 年 6 月 1 日であり、新たな料金体系は OMPIC の知的財産サービスに関する最新の公式手数料体系の一部となっている。

ナイジェリア

・WIPO がナイジェリアの裁判官のために知的財産ベンチブックを発表^{8,9}

WIPO の「知的財産ベンチブック集成」（Intellectual Property Benchbook Series）の最新刊となる「ナイジェリアの知的財産判決」（Intellectual Property Adjudication in Nigeria）が、ナイジェリアによって刊行された。ベンチブックとは、裁判官が法廷での実務や審理を円滑に進めるに当たって手引きとなる実務マニュアルである。このたび刊行されたベンチブックは、知的財産に関する実体法、手続上の諸問題および判例の管理に関して実践的な指針を提供することにより、ますます複雑化する知的財産訴訟を審理する裁判官を支援することを意図したもので、WIPO とナイジェリア司法当局との協力によって編纂された。ベンチブックをめぐる構想は、司法権限を強化し、知財関連の判

⁴ <https://oneworldip.com/libya-update-on-electronic-trademark-publication-system/>

⁵ <https://inventa.com/ip-news-insights/announcements/libya-commercial-registry-resumes-electronic-trademark-publications>

⁶ <https://td.eidc.gov.ly/publications/>

⁷ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/avis-concernant-les-tarifs-de-la-procedure-dopposition>

⁸ <https://www.wipo.int/en/web/judiciaries/w/news/2026/wipo-launches-intellectual-property-benchbook-for-nigerian-judiciary>

⁹ <https://www.facebook.com/copyright.gov.ng/posts/pfbid02Hxn7ndt5TE4GR2KlpEqKW4YgHd7GdwTUENSbTRTZJeGVFzZuUF49U3jbXvF5CpQUI?rid=5uHViyZ4ne8cPNAR#>

決の一貫性を高め、知的財産権の効果的なエンフォースメントを促進することを目指す広範な取組の一環をなすものである。ナイジェリア著作権委員会（Nigerian Copyright Commission）は、今回のベンチブック刊行を画期的な事件として歓迎している。このような試みは、法的安定性の向上やイノベーション・創造性の支援に寄与するとともに、ナイジェリアの知的財産制度の持続的な発展に貢献することが期待されるからである。

南アフリカ

・著作権法改正法案に関する憲法裁判所の最終判断¹⁰

南アフリカの憲法裁判所（Constitutional Court）は、長きにわたり問題となっていた「著作権法改正法案」（Copyright Amendment Bill）の主要な規定を支持し、改正法案が提案するフェアユース（fair use；公正使用）の枠組みと、公益の最大化に配慮した著作権の例外規定は、ともに憲法の下で有効であると確認した。改正法案は著作権者の権利と幅広い公益（研究、私的な学習、批評、ニュース報道、パロディ、図書館の資料保存、個人的な利用など）とのバランスを適正に保っている、と憲法裁判所は認定したのである。ただし、同法案に盛り込まれた教育目的の複製に関する規定は違憲である、と同裁判所は宣告し、これらの規定は適用範囲が広すぎる上に教育目的の利用に伴うコストを著作権者に不当に転嫁しているとの判断を示した。また、「公正な報酬」（equitable remuneration）に関する改正法案の規定は、手続上の理由で憲法裁判所の判断から除外されている。議会が改正法案に関する審議を進めるためには、教育目的の利用に関する規定を今後再考しなければならないが、改正法案の他の部分は概ね手つかずのまま残ることになった。

スーダン

・商標局が期限後の更新に対する罰則適用を再開¹¹

スーダンの商標局（Trademark Office）が「1969年商標法」（Trade Marks Act, 1969）第19条(3)に基づき期限後の更新に対する罰則の厳格な運用を再開した。商標権者には登録満了後も6か月のグレース・ピリオドが与えられており、この期間内であれば登録を更新することができる。ただし、グレース・ピリオドの期間中の更新については、所定の割増更新登録料の支払が義務づけられるようになった。これまで当局は比較的柔軟な慣行を採用しており、この期間中の更新が（時には期間後の更新も）追加料金なしで認められることがしばしばあった。内戦関連の混乱の中で当局の業務は中断されていたが、その後は通常業務が次第に復旧してきたため、期限後の更新に対する罰則が正常に適用されるようになったのである。それゆえ、権利者は更新期限を注意深く管理し、登録満了後の更新申請には罰則が適用されることを念頭に置いておくべきである。

チュニジア

・デジタル化された産業財産システムがチュニジアで始動^{12,13}

¹⁰ <https://iol.co.za/business/2026-06-29-the-concourts-final-verdict-on-the-copyright-amendment-bill/>

¹¹ <https://njq-ip.com/newsletters/2026/06/sudan-trademark-office-enforces-late-renewal-penalties/>

¹² <https://www.innorpi.tn/fr/actualites/lancement-officiel-du-systeme-digitalise-de-la-proprie-industrielle-en-tunisie>

¹³ https://www.linkedin.com/posts/innorpi-tunisie-12931a18a_lancement-officiel-du-syst%C3%A8me-digitalis%C3%A9-ugcPost-7475829364551581696-MhvM/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw

チュニジアがデジタル化された産業財産システムを正式に発足させ、チュニジア標準化・産業財産庁（Institut National de la Normalisation et de la Propriété Industrielle ; INNORPI）のサービスの現代化に向けてさらに歩を進めることとなった。チュニジア-韓国間の協力に基づき韓国国際協力団（KOICA）および韓国特許情報院（KIPI）の支援を受けて開発された新たなプラットフォームは、商標・特許・意匠の電子出願など産業財産に関する主要なサービスを網羅している。INNORPI のデジタル化プロジェクトは、チュニジアの知財行政における利用性・効率性・透明性の向上を目的として、2023 年から実施されている。今回の新システム発足により、利用者（企業、クリエイター、研究者、発明家など）は、手続きをオンラインで完了させ、リモート出願を行い、国家の知財情報やデータベースにより容易にアクセスすることが可能になる。INNORPI の知財デジタル化構想は、デジタル・トランスフォーメーションとイノベーションを目指すチュニジアの広範な戦略の一環である。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・伝統的知識をめぐる最新事情：2026 年～2027 年/WIPO の先住民族奨学金プログラム
<https://www.wipo.int/en/web/traditional-knowledge/w/traditional-knowledge-update-2026-2027/-/wipo-indigenous-fellowship-program> (2026 年 6 月 2 日)

- ・アフリカ大陸における高等教育・ロボット工学・科学技術のイノベーションを促進するための公式展示会「Innovating Education in Africa Expo 2026」をアフリカ連合が開催
<https://allafrica.com/stories/202606090555.html> (2026 年 6 月 8 日)

アルジェリア

- ・アルジェリアの国家著作権・著作隣接権局（Office National des Droits d'Auteur et des Droits Voisins ; ONDA）が「知的財産権、評価基準および科学研究に由来する製品の活用」（Intellectual ownership, measurement, and adoption of products emerging from scientific research）と銘打った学術イベントに参加（イベント主催者は同国の高等教育・科学研究省傘下の公的機関である「科学技術テーマ別研究機構」（Agence Thématique de Recherche en Sciences et Technologie ; ATRST））
<https://web.facebook.com/share/p/198TChKGyd/> (2026 年 6 月 4 日)

- ・アフリカ法務イノベーション・フォーラム（African Legal Innovation Forum）の 2026 年の会合において人工知能時代の著作権の現状を ONDA が考察
<https://www.facebook.com/share/p/1PSgUxQRHg/> (2026 年 6 月 7 日)

ARIPO

- ・専用ウェブサイトの開設でさらに盛り上がる ARIPO 50 周年
https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_aripoat50-activity-7471186957893525505-

DNe0?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHJSUBNe6s9vY5YuQjfDO8I9hJ34ephvQ (2026 年 6 月 12 日)

・ARIPO のオンラインサービスに関する啓発ワークショップが 2026 年 6 月 23 日～24 日に開催

<https://www.facebook.com/share/p/1HBvMaqdBC/> (2026 年 6 月 21 日)

・植物新品種の保護に関するシンポジウムがレソトで開催

<https://www.aripo.org/public/news/Symposium+on+the+Protection+of+New+Plant+Varieties+Held+in+Lesotho-1781084260>
(2026 年 6 月 22 日)

・デジタル知財サービスに関する ARIPO のワークショップで開会を告げたのはシエラレオネの司法大臣

<https://www.aripo.org/public/news/Attorney+General+and+Minister+of+Justice+Opens+ARIPO+Workshop+on+Digital+Intellectual+Property+Services-1782284414> (2026 年 6 月 24 日)

・シエラレオネの首都フリータウンで週内に開催予定の ARIPO のワークショップをめぐる交流の一環として ARIPO 代表団がシエラレオネの司法長官と司法大臣を表敬訪問

http://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_ip-aripoat50-ip4africa-activity-7476205312153268225-qRck?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw&lipi=urn%3Ali%3Apage%3Ad_flagship3_company_posts%3BCswxBLtUSn2k6kCnKhoO9w%3D%3D (2026 年 6 月 26 日)

カーボベルデ

・カーボベルデ品質管理・知的財産庁 (Instituto de Gestão da Qualidade e da Propriedade Intelectual ; IGQPI) が弁理士・弁護士その他の利害関係者を集めて新たな産業財産法 (Código da Propriedade Industrial ; CPI) の社会化に関するワークショップを 2026 年 6 月 16 日に開催

<https://www.facebook.com/share/p/1HgGQEN13B/> (2026 年 6 月 16 日)

ジブチ

・ジブチ産業財産庁 (ODPIC) が同国特産の工芸品である「かご細工」の地域ブランド立ち上げを積極的に支援

https://www.linkedin.com/posts/odpic_odpic-djibouti-proprieaztaezintellectuelle-activity-7474560249211867137-Oqxq?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHJSUBNe6s9vY5YuQjfDO8I9hJ34ephvQ (2026 年 6 月 22 日)

エチオピア

・商標登録保護法改正案 (draft on the trademark registration and protection amendment proclamation) の第一案作成に協力したエチオピア知的財産庁 (Ethiopian Intellectual Property Authority) とアジスアベバ大学ロースクール (Addis Ababa University Law

School) がエチオピア暦 2018 年 6 月 5 日から 6 日にかけて当局の主要な関係者とともに法案策定のための討論フォーラムをビショフトゥ市 (Bishoftu city) で開催

<https://www.facebook.com/share/p/1BcqzKGeEU/>

<https://www.facebook.com/share/p/18n3ehSDAt/> (2026 年 6 月 14 日)

・エチオピア知的財産庁とアジスアベバ大学ロースクールが著作権・著作隣接権保護法改正案 (draft amendment proclamation on the protection of copyright and related rights) に関する会合をエチオピア暦 2018 年 6 月 12 日～13 日に開催

<https://www.facebook.com/share/p/1BS5tKM9fo/> (2026 年 6 月 19 日)

・エチオピア知的財産庁がアジスアベバ大学ロースクールと協力して作成した改正法案に関して主要な利害関係者の意見を募るためエチオピア暦 2018 年 6 月 12 日～13 日に開催したディスカッション・プラットフォームに人民代表議会議員・司法機関職員・アーティスト・アジスアベバ大学・知的財産代理人・教育省職員・合同ガバナンス団体その他の利害関係者が参加

<https://www.facebook.com/share/p/1NPbcv5W6p/> (2026 年 6 月 21 日)

・利害関係者によるディスカッション・プラットフォームで先住民の知識の保護と科学的エビデンスの強化が討議の中心に

<https://www.facebook.com/share/p/17qGB6fqgn/> (2026 年 6 月 23 日)

ガーナ

・クリエイティブ部門における知的財産保護を——大臣談

<https://allafrica.com/stories/202606100535.html> (2026 年 6 月 10 日)

ケニア

・ケニア模倣品取締機関 (Anti-Counterfeit Authority) の事務局長を務める Robi M. King'a 氏が「WIPO 執行諮問委員会」 (WIPO Advisory Committee on Enforcement) の副議長に選出されたことで国際的な役割を固めるケニア

https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeitauthority_anti-counterfeit-authority-kenya-executive-activity-7468009586738900993-1BRE/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw

(2026 年 6 月 4 日)

・模倣品取締機関の事務局長を務める Robi M. King'a 氏が WIPO 執行諮問委員会の副議長に選出

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/630-anti-counterfeit-authority-executive-director-dr-robi-m-kinga-elected-vice-chair-of-wipo-advisory-committee-on-enforcement>; (2026 年 6 月 6 日)

・ケニアで開催された AI・テクノロジー・サミットにおいて WIPO がアフリカのスタートアップ企業や投資家と交流

<https://www.wipo.int/en/web/pct-system/w/news/2026/wipo-engages-african-startups-and-investors-at-ai-and-tech-summit-in-kenya> (2026 年 6 月 9 日)

・ナイロビの卸売業者「Shiquo Hii Style」に関わる知的財産権のエンフォースメントと最近の世論に関する ACA の意見表明

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/631-position-statement-on-the-enforcement-of-intellectual-property-rights-and-recent-public-discussion-regarding-shiquo-hii-style>;
https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeithauthority_upholdingauthenticity-activity-7470806403952242688-JVBI?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfDO8l9hJ34ephvQ (2026 年 6 月 11 日)

・1,500 万ケニアシリング相当の違法商品の押収を皮切りに模倣品に対するケニアの取締りが強化

<https://allafrica.com/stories/202606110110.html> (2026 年 6 月 11 日)

・模倣品販売業者に対し模倣品取締機関が断固たる措置を警告

<https://www.kenyans.co.ke/news/124201-anti-counterfeit-authority-warns-crackdown-businesses-selling-fake-goods> (2026 年 6 月 11 日)

・エンフォースメントを超える存在：模倣品に立ち向かう共同体の力

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/632-beyond-enforcement-a-collective-stand-against-counterfeits> (2026 年 6 月 15 日)

・ケニア模倣品取締機関が「模倣品対策のための戦略的パートナーシップ強化」をテーマに掲げて「世界模倣品対策デー」(World Anti-Counterfeiting Day)を祝う

https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeithauthority_the-chairperson-of-the-board-of-the-anti-counterfeit-activity-7472268006040125440-cQU?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfDO8l9hJ34ephvQ (2026 年 6 月 15 日)
https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeithauthority_worldanticounterfeitingday-wacd2026-upholdingauthenticity-activity-7473029036324167680-jlsa?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfDO8l9hJ34ephvQ (2026 年 6 月 17 日)

・東・中央アフリカ最大の日刊経済紙「Business Daily」が ACA を特集——ケニアの高級品市場における模倣品の増加と消費者・ブランド・合法的な取引を保護することの重要性を題材にした洞察に満ちた記事に注目

https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeithauthority_we-are-featured-in-todays-business-daily-activity-7472977351274909697-hkmf?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfDO8l9hJ34ephvQ (2026 年 6 月 17 日)

- ・ケニア投資貿易産業省（Ministry of Investments, Trade and Industry）が産業局（State Department for Industry）を通じて 2026 年の「知的財産に関する国家政策および戦略」（National Intellectual Property Policy and Strategy ; NIPPS）の草案を策定——目標はイノベーション・創造性・競争力・経済成長の促進に知的財産が果たす役割の強化

https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeitaauthority_the-ministry-of-investmentstrade-and-industry-activity-7473303420779528192-d3V9?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfDO8l9hJ34epvQ
<https://www.kipi.go.ke/sites/default/files/PUBLIC%20NOTICE%20NIPPS%202026.pdf>
<https://www.kipi.go.ke/national-ip-policy-and-strategy-2026-draft>
<https://industrialization.go.ke/public-notice-national-intellectual-property-policy-and-strategy>
 (2026 年 6 月 18 日)

- ・産業界と倫理規範の出会い：ACA とケニア製造業者協会（Kenya Association of Manufacturers ; KAM）による共同戦線

https://www.linkedin.com/posts/where-industry-meets-integrity-aca-and-kam-ugcPost-7473784459541180416-x2Po/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw (2026 年 6 月 25 日)

- ・ケニア国立オープン大学（Open University of Kenya）が開催するイベント「OUK Innovation Week」において ACA がイノベーターに模倣品対策への協力を呼びかけ

https://www.linkedin.com/posts/aca-calls-on-innovators-to-partner-in-fight-ugcPost-7477291217500659712-oJ40/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw (2026 年 6 月 30 日)

リベリア

- ・リベリア知的財産庁（LIPO）と国連工業開発機関（UNIDO）が中小零細企業（MSME）を対象としてビジネスと知的財産管理に関する研修を開始

<https://lipo.gov.lr/2026/06/03/lipo-unido-launch-msme-training-on-business-and-intellectual-property-management/> (2026 年 6 月 3 日)

- ・リベリア中部のボン郡（Bong）において LIPO と UNIDO がビジネスと知財に関するクリニックを開催

<https://allafrica.com/stories/202606100521.html> (2026 年 6 月 10 日)

- ・UNIDO が国際協力プロジェクト（GROW2 Project）を通じてリベリア知的財産庁との協力の下にボン郡で実施した「ビジネス・知的財産管理クリニック」（Business and Intellectual Property Management Clinic ; BIPMC）は高評価のうちに 4 日間の日程を終了

<https://www.facebook.com/share/p/18j3uxHTx1/> (2026 年 6 月 15 日)

- ・リベリア知的財産庁と国連工業開発機関がリベリア北部のニンバ郡（Nimba County）において「ビジネス・知的財産管理クリニック」（BIPMC）を開催

<https://www.facebook.com/share/p/1RNeYbEzCm/> (2026 年 6 月 16 日)

マダガスカル

・ IGMADDEV プロジェクト（「マダガスカル地域発展のための地理的表示」プロジェクト）の一環として、2026 年 6 月 12 日にマダガスカル中西部の都市ツィロアノマンディディ（Tsiroanomandidy）において、「ボンゴラヴァ産ピンクペッパー」（Pink Bay of Bongolava）に関する報告と情報交換を目的としたワークショップを開催
<https://www.facebook.com/share/p/1BYoNkeEKS/> (2026 年 6 月 15 日)

モロッコ

・ モロッコ産業財産庁（Office Marocain de la Propriété Industrielle et Commerciale ; OMPIC）は国内の科学研究エコシステムに対する支援を継続
<http://www.ompic.ma/fr/actualites/loffice-marocain-de-la-propriete-industrielle-et-commerciale-poursuit-son-accompagnement> (2026 年 6 月 10 日)

・ 女性経営企業の競争力・イノベーション・発展を強化するためモロッコ産業財産庁長官とモロッコ女性経営者協会会長がパートナーシップ協定に署名
<https://www.instagram.com/p/DZw9jBCI3K3/> (2026 年 6 月 19 日)

・ モロッコ産業財産庁が 2025 年および 2026 年の最初の 5 か月について非常に優秀な成果を報告
<http://www.ompic.ma/fr/actualites/bilan-tres-positif-de-loffice-marocain-de-la-propriete-industrielle-et-commerciale-en> (2026 年 6 月 29 日)

ナミビア

・ 世界知的所有権機関（WIPO）加盟国の中で WIPO が提供する産業財産管理システム（IPAS）の著作権専用モジュールを最初に採用・実用化する国はナミビアとなる見込み
<https://youtu.be/NdKIWkLF0bl>;
<https://www.facebook.com/NBCDigitalNews/posts/namibia-will-become-the-first-member-state-of-the-world-intellectual-property-or/1427919002703373/>
<https://www.facebook.com/researchatnust/posts/congratulates-bipa-wipo-and-the-namibian-nation-at-large-on-this-landmark-achiev/996139056499486/> (2026 年 6 月 25 日)

ナイジェリア

・ ナイジェリアと WIPO がイノベーションと知的財産に関して協力関係を強化
<https://guardian.ng/news/nigeria-wipo-deepen-partnership-on-innovation-intellectual-property/?shem=dsdf,sharefoc,agadiscoverdsl,,sh/x/discover/m1/4> (2026 年 6 月 2 日)

・ WIPO がクリエイティブ部門の交流を図る場として夕食後の会合をアブジャで開催
<https://www.facebook.com/share/p/1CYy59a4WN/> (2026 年 6 月 4 日)

・ IP Adjudication in Nigeria

<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1081-6-en-ip-adjudication-in-nigeria.pdf> (2026 年 6 月 18 日)

・著作権・複製権・使用料管理に関する能力強化のためにアブジャで開催されたワークショップにナイジェリア著作権委員会（NCC）が参加

<https://web.facebook.com/share/p/1JLNkmtBqh/> (2026 年 6 月 28 日)

・軽率なミスへの代償は 8.4 億ナイラ：商標調査によって防げたはずの長期訴訟

<https://web.facebook.com/share/p/1EN3GrZ31t/> (2026 年 6 月 30 日)

OAPI

・アフリカのイノベーションを促進する真の触媒への資金提供：OAPI が戦略的プレイヤーとしての立場を確立

<https://oapi.int/2026/06/01/faire-du-financement-un-veritable-catalyseur-de-linnovation-africaine-loapi-simpose-comme-un-acteur-strategique/> (2026 年 6 月 1 日)

・OAPI と国連人口基金（UNFPA）ブルキナファソ事務所が覚書に署名：女性の経済的地位向上への取組を延長

<https://oapi.int/2026/06/10/signature-dun-protocole-daccord-entre-loapi-et-lunfpa-burkina-faso-lextension-dun-engagement-en-faveur-de-lautonomisation-economique-de/>; https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_ouagadougou-projetafpi-oapi-activity-7470212943968768001i7Xr/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw (2026 年 6 月 10 日)

・OAPI が UNFPA と連携して推進する「女性の経済的エンパワーメント」（AFPI）プロジェクトの第 2 段階が発進

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_projetafpi-burkinafaso-proprieazetazintellectuelle-activity-7470313895841210368-W5R5/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw (2026 年 6 月 10 日)

・OAPI がフランス語圏の経済エコシステムにおける立場を強化

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_fief2026-brazzaville-innovation-activity-7473315024535584770-WpOg?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjfDO8l9hJ34ephvQ;
<https://www.facebook.com/share/p/1BVyZr1vbG/> (2026 年 6 月 18 日)

・ヤウンデで開催された大規模見本市「Promote 2026」に OAPI が参加：イノベーションとビジネス促進に向けた力強い取組

<https://oapi.int/2026/06/25/loapi-au-salon-promote-2026-a-yaounde-un-engagement-fort-en-faveur-de-linnovation-et-des-entreprises/> (2026 年 6 月 25 日)

南アフリカ

・南アフリカの有名実業家 Patrice Motsepe 氏が率いる ARM 社がヨハネスブルクの企業を相手取った商標訴訟に勝利

<https://iol.co.za/news/2026-06-04-patrice-motsepes-arm-wins-trademark-case-against-joburg-company/> (2026 年 6 月 4 日)

・南アフリカ警察（SAPS）がケープタウン都市圏の町ベルビル（Bellville）で模倣品の取締りを強行し 9,800 万ランド相当の商品を押収

<https://iol.co.za/news/crime-and-courts/2026-06-10-saps-cracks-down-on-counterfeit-goods-in-bellville-seizing-r98-million-worth/> (2026 年 6 月 10 日)

・ケープタウン大学（UCT）と WIPO が共同開催する知的財産に関する上級プログラム「UCT – WIPO Summer School」に関する告知

[https://www.linkedin.com/posts/dept-of-science-and-innovation_intellectualproperty-wipo-uct-activity-7474141047388835841-](https://www.linkedin.com/posts/dept-of-science-and-innovation_intellectualproperty-wipo-uct-activity-7474141047388835841-a2jB?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjFD08l9hJ34epvQ)

[a2jB?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjFD08l9hJ34epvQ](https://www.linkedin.com/posts/dept-of-science-and-innovation_intellectualproperty-wipo-uct-activity-7474141047388835841-a2jB?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAABBHjSUBNe6s9vY5YuQjFD08l9hJ34epvQ) (2026 年 6 月 20 日)

タンザニア

・営業登録・実施許諾局（BRELA）が WIPO その他のパートナー機関との連携により単純技術の習得に関するプロジェクトを 2026 年 6 月 1 日付で発足——「誰にでも扱えるシンプルな技術」を活用し生ゴミやアボカド製品から動物用飼料や肥料を製造

<https://www.facebook.com/share/p/18DWUo6LXS/> (2026 年 6 月 1 日)

チュニジア

・チュニジア標準化・産業財産庁（INNORPI）が知的財産・イノベーション・無形資産の評価に特化した研修カタログの最新版（2026 年版）を配布

https://www.linkedin.com/posts/innorpi-tunisie-12931a18a_online-flipbook-activity-7466064107901927426-bAYB?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw&lipi=urn%3Ali%3Apage%3Ad_flagship3_profile_view_base_recent_activity_content_view%3BQkC%2FT5UISzyOPuMPidtzTA%3D%3D (2026 年 6 月 4 日)

・INNORPI の幹部職員向けに団体商標に関する専門研修を実施

https://www.linkedin.com/posts/innorpi-tunisie-12931a18a_innorpi-wipo-georgesghandour-activity-7468629230113792000-Jnrl/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAAVxn4UBmx6eu6dZ8acBthTL72F5G8jB4Aw (2026 年 6 月 11 日)

・チュニジアの産業・鉱業・エネルギー省（Ministry of Industry, Mines and Energy）と標準化・産業財産庁（INNORPI）が韓国国際協力団（KOICA）および韓国特許情報院（KIPI）との連携により 2026 年 6 月 24 日付でチュニジアのデジタル化産業財産システムを正式に発足

<https://www.innorpi.tn/fr/actualites/lancement-officiel-du-systeme-digitalise-de-la-propriete-industrielle-en-tunisie>

<https://www.tap.info.tn/en/Portal-Economy/20326619-innorpi-launches> (2026 年 6 月 24 日)

・チュニジアでデジタル化された産業財産システムが正式に始動

<https://oneworldip.com/tunisia-launches-digital-industrial-property-system/> (2026 年 6 月 24 日)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 121

[著者]

KISCH IP

KISCH 

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2026 年 7 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。